

○伊那市地域情報化審議会条例

平成23年3月28日

条例第2号

(設置)

第1条 情報通信技術を活用した地域情報化の推進について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、伊那市地域情報化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者及び公募による者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部情報統計課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。